

明治期の神戸における市街地整備手法の事業手法と現行法制との対比についての考察

A Study on comparisons between measures of urban development projects in Kobe during Meiji era and current legal systems for the projects

小 原 啓 司

By Keiji Ohara ※※

abstract; This Paper shows how the measures of urban development projects such as road development and replotting which were implemented in Kobe during Meiji era have influenced current legal systems for the projects by studying those measures and systems from the following point of view:

(1) purpose of projects (2) consensus building of land owners (e.g. written contract) (3) replotting system (4) road development projects.

1 はじめに

明治期に神戸で実施された市街地整備一新道開鑿¹⁾・地域更正一事業の手法が、我が国の土地区画整理法(1954年法律第119号、以下「現行法制」と略称)に基づく土地区画整理事業の手法と極めて類似し、また、他の地域で行われた市街地整備の手法に比べ、さらに以前に実施されたことを、第17回の本研究会論文で述べた。²⁾

同論文を要約すると、次のようになる。

我が国において道路建設や市街地の整備を目的とする区画整理に類似した手法の事業としては、呉市で軍港施設の建設に伴い後背地を整備するために実施された事業が最も古いとされてきた。しかし、呉市の事業は1897(明治30、以下「明治」は省略)年代の初めに実施されたものであり、神戸で実施された市街地整備事業はこれより10年余りさかのぼる。また、1899(32)年耕地整理法の制定された由来について小栗忠七氏は、① 外国の耕地整理法制を骨子とし、② 従来我が国の法制及び実例を調査して、とあるが、神戸で実施された市街地整備事業は、現行法制と極めて類似しており、耕地整理法の原型となったのではないかと、考えられる。

本論文では、この事業の施行実態から³⁾① 事業の目的、② 権利者の合意形成(契約書の締結等)、③ 地域更正(区画整理)と、④ 新道開鑿(公共施設の整備

改善)の項目ごとに掘り下げ、現行法制と新道開鑿・地域更正事業とを対比し、現行法制の成立へ与えた影響について考察するものである。

なお、事業施行状況の記述については、1888(21)年2月、第1に事業着手した兵庫地域国道以北中道以南工区の事業(以下「第1着手事業」と略称)に拠り、以降の事業で変わった場合には、その都度記述する。

2 事業の目的

新道開鑿・地域更正事業は、市街地の整備を目的としており、耕地整理を目的とするものではない。

このことは第1着手事業の第2号契約書⁴⁾(3で記述)の第1条に、「新道は縦横数線を開鑿し、耕地を宅地に変換し、新市街を構成するを目的とする。」とあることから窺える。

この「宅地」とは、当時、地租条例(1884年太政官布告第7号)の第3条第1項の有租地に第1類として郡村宅地、市街宅地を定めており、新市街を構成するを目的とする、とあることから、市街宅地を指すものと推定できる。なお、地域更正事業の「地域」は、事業を施行する区域として契約書で定める一定の区域であり、この宅地を意味しているものではない。

つまり、この事業は、新道開鑿と地域更正の2つの目的のために実施する(前述の契約書第1条-第3条)ものであり、現行法制による事業の目的が「公共施設の整備改善と、宅地の利用増進を図る(同法第2条)」とされているのに対比できる。

keyword; 土地区画整理事業、新道開鑿・地域更正事業
類似

※※正会員

(☎657-0038 神戸市灘区深田町1丁目4-5)

この場合の「宅地」は、同法同条第6項に定義されており、前述の宅地とは意味が異なっている。

次に、土地区画整理法に基づく事業が“公共施設の整備改善”と“宅地の利用増進”と言う2つの目的を持つものとされたのは何時からであったのか、経緯をさかのぼってみる。

土地区画整理の施行が法定された1919（大正8）年制定の都市計画法では、第12条で“宅地トシテノ利用ヲ増進スル為土地区画整理ヲ施行スルコトヲ得”とあり、それが“公共施設ノ用ニ供スベキ施設ノ改善及宅地トシテノ利用ノ増進ヲ図ル為”と改められたのは、1954年制定の土地区画整理法施行法（法律第120号）によるものであり、これが現行法制に基づいて施行される事業の目的とされたのである。

新道開鑿・地域更正事業では、“公共施設を整備改善する”ことが第1の目的であり、公共施設を整備改善した結果として残地が生じたため、第2の目的として“宅地の整備を行う”としたものである。これに対し、都市計画法に基づく土地区画整理では一旦、“宅地の利用増進を図る”のみが目的とされ、現行法制となった時点で“公共施設の整備改善”と“宅地の利用増進を図る”の2つの目的とされたのである。

これは、当初、土地区画整理の施行は単独法でなく、都市計画法に基づいて1909(42)年制定の耕地整理法（以下、「同法（新）」と略称）を準用し実施されたためである。すなわち、同法（新）では耕地整理の目的を“土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル（第1条）”と定められてあり、（1899年制定の耕地整理法でも同様である。）これが都市計画法に基づく土地区画整理の目的である“宅地トシテノ利用ヲ増進スル為”に置き変わったため、このような事業の目的の経過となったのである。

公共施設の整備の目的のために残地を整備することとなったものが、耕地整理に当たって新道開鑿・地域更正事業が原型として利用されたと見られ、その後、都市計画法に基づく土地区画整理で、関東震災及び戦災復興での防災線（道路）や避難（防災）公園などの公共施設の整備改善が重要な目的となったため、1954年に現行法制に目的が追加されたと見られる。

なお、現行法制では、“事業計画は公共施設その他の施設に関し都市計画が決定されている場合には、その都市計画に適合しなければならない（第6条）”とされ、公共施設の整備改善に関する規定は大きく変化しているのが見られる。

3 権利者の合意形成

(1) 事業施行の合意形式

地主たちは、この事業を施行するに当たって地主総会を開いて協議し、それを契約書にまとめ⁵⁾賛成者が署名調印するという形で事業施行への合意を得ている。

第1着手事業では初めての事業であるために試行錯誤

を重ね、契約書は次の4つに分かれている。

その1は、整備計画による道路を測量し、その費用を地主が負担することに関する3ヶ条である。（1888年2月契約）

その2は、新しい道路を開設し、開設に当たっての道路用地と、工事その他費用を地主で負担することに関する10ヶ条の取決めである。（1889年2月同）

その3は、その2で取り決めた工事その他の費用負担を土地の面積当たり均一（1坪当たり3銭）とすることに関する3ヶ条である。（1889年9月同）

その4は、新道委員（執行機関）と地主総代（議決機関）を選出するとともに、新道委員への事業執行に関する委任事項と地主総代に関しての10ヶ条である。（1890年1月同）

それが第2着手の兵庫地域国道以南鉄道南部工区の実業（以下「第2着手事業」と略称）では、契約書は1つにまとめられて2章19項で、設計図書を確認し契約する旨の前文を付けている。（1892年12月同）

すなわち、契約書の第1章は、事業計画、新道路の設計、土地の減歩と工事費の地主負担等の事業執行に関する7項であり、第2章は、新道委員を選び、事業執行に関する新道委員への委任事項についての12項である。

その内容は、第1章におおむね第1着手事業の“その1、その2、その3契約書”をまとめ、第2章は“その4契約書”の新道委員への委任事項であり、地主総代は選出されていない。

この後、地主たちはこれら契約書を添えて知事に地域更正と、新道開鑿を願出する。この場合まず“その1の契約書”を添えて県に於いて測量を実施して欲しいと願出て認められ、その後“その2及び、その3の契約書”を添えて地域更正と新道開鑿の実施を願出する（後述）。

なお、1897（30）年に土地区画改良ニ係ル件（法律第39号、「地価法」と略称）が制定され、その後神戸で施行する事業では、契約書の前文に土地区画改良を行うことが加えられるが⁶⁾実質的には変わっていない。

このような契約書の内容のうち前文と施行地区、設計などが耕地整理法（新）第50条（組合施行の場合）の設計書に、その他の事項が規約（同第50条）となり、さらにこの設計書が現行法の事業計画に、規約が定款になるものである。しかし、契約書の規定事項は事業計画と定款に止まらず、むしろ法定事項も含まれている。⁷⁾

第1表 契約書と設計書、規約等との対比表

新道開鑿・地域更正		耕地整理法（新）	現行法制
契約書	前文 施行地区 設計	設計書	事業計画
	費用負担 その他	規約	定款

次に、契約書に基づいて委員を選出し、委員に事業の執行を委託し、総会（総代を選出している場合は、総代会）を開き、議決を得て事業を執行していることは、現行法制の組合施行に対応できるものである。

(2) 権利者の同意条件

新道開鑿・地域更正事業の施行について権利者は、⁸⁾必ずしも全員の合意が得られたのでなく数人の未契約者がおり、費用徴収に応じなかったため、県に契約書への調印を求めてくれるように願出している。これが耕地整理法（旧）では事業施行の発起が土地所有者、総面積、地価総額のそれぞれ3分の1以上の同意を得ることされ、耕地整理法（新）では土地所有者の2分の1、総地積及総賃貸価格の3分の2以上の同意を得ること、さらに現行法制の総地積及び総所有者、総借地権者の3分の2以上の同意を得ることされるのに連なるのである。

組合施行制度は、耕地整理法（新）で初めて定められた。これは地主の共同施行により実施された新道開鑿・地域更正事業が、耕地整理法（旧）では個人施行、共同施行となり、耕地整理法（新）で施行者としてきっちりと定められたものである。

その後、施行者は主要な公共施設の整備改善のためには必ずしも権利者の同意を施行の要件としない公共団体施行が都市計画法で定められ、さらに関東震災の復興や戦災復興のように“国の利害に重大な関係があり、急施を要すると認められた場合”に施行する行政庁施行制度が特別都市計画法（旧・新）で定められ、これらが現行法制第3条各項として定められるに至っている。

4 地域更正

(1) 地域更正の出願

地域更正は、“一定地域内に新道を縦横に開設し、新市街地を構成する場合に、道路の開設により生じた不整形の残地を整形し、地主の用地負担等を公平にすることにより成立した事業であり、⁹⁾現在における（土地）区画整理に当たろう。そして、区画整理は換地により土地の区画形状等を改め、地域更正では旧形を変更し、方形もしくは正方形に割り合う（その2契約書第3条）ものである。地域更正の具体について掘り下げ、現行法制と対比していきたい。

地主たちは、1889（22）年6月24日県知事へ地域更正の実施を願出た。¹⁰⁾

県では願出を受けて直ちに具体的な検討を始め、直接に地主たちへではなく、7月23日（神戸）市長に収税部から“答申を要する事項”として8項目を照会した。¹¹⁾これ以降、翌年2月に地域更正が認められるまでに、県と市、地主たちとの間に文書が往復された。¹²⁾文書の発信は収税部であり、県は地域更正の実施を税務と登記上の問題として捉えている。

題として捉えている。

その内容は、“地割後、丈量野取図を提出せよ”などと単なる事務的な事項もあるが、8項目のうち5項目は登記に関するものであり、一番に問題になったのは登記料の要否に関することである。県は“地域更正により換地することは交換譲渡に当たり、登記料が要る”と主張し、一方の地主たちは“単なる区画整形で登記料は不要である。”と、言うものである。

このために、市が直接に登記事務の担当である治安裁判所へ照会し、次のような回答を得た。（要旨）

其の目的について審査熟考するに、地域組換と新道開鑿は全く別事で、つまり両者を同時に施行しても単に元三角形或は円形の土地を将来使用の便宜を図り、各地主合意の上方形或は長方形に引き直すもので取りも直さず不整形の地形を矯正するに止まり、その面積に差異を生じなければ敢えて所有権の登記に関係無く、ただ道路潰地のため減歩し、各筆測量のために面積に増減を生じたもので正当な手順を経て誤謬訂正、或は登記を請求すれば差し支えないように信認します。については念のため、その方法、目的等詳細を治安裁判所に打合せたところ、本件の照会甲乙全く譲与の趣旨であったので登記を要するものように回答したが、前陳のような理由によるものは登記を要しないものでもあえて差し支えないので……（以下、略）……

市はこの旨を11月26日、県に回答し、県はこれにより“治安裁判所の指示どおり登記を要しないことに異議はない”と市に通知し、落着いた。

これが耕地整理法（旧、新）を経て、登録免許税法における非課税登記の指定（第5条第1項第5号）へと続く基本的な考え方と見られ、手続きとしては整理地登記規則（1900年勅令第2号）、耕地整理登記令（1909年勅令第233号）を経て、土地区画整理登記令（1955年政令第221号）へと続くものである。

さらに県は、この後1890（23）年2月5日市と打ち合わせて登記手続等に関する7項目を定め、¹³⁾この7項目の受け入れを地主たちに求めた。この中の一番の問題は“地租条例第16条が改正（1889年法律第30号）され、30年以内の地価据置きを請求できるが、これを請求するかどうか”というものである。請求しないならば、地域更正を認めると言うので地主たちはこれを受入れており、地域更正が認められてから後に、地主総代会の議決を経て行われる。

(2) 地域更正の認可

このように県は、税収の確保を考慮して初めは登記変更の要否、後は地価据置年期の請求の有無で地主たちとやりとりをした結果、地域更正に対する態度が決まったと見られ、“字名変更を別途着色図をつけて出願するように”という条件付きで、1890年2月10日付けで地域更正は認可された。¹⁴⁾願出から7ヶ月を経ている。

(3) 地域更正の実施

地域更正を行うことが認められたので、総代会へ付議し、その作業を実施する。

a) 新道潰地供出地坪（減歩面積）の算出

換地作業は、減歩率が定まっていなければ（地主の合意が得られないので、）進められない。現行法制では減歩率は、事業計画（設計）で定められる。

第1着手事業の場合、契約書では新道用地を無代負担とするのみ定め、具体的に幾らとは定めていない。このため、地主総代会に“新道潰地供出地坪の査定”と言う議案を提出し、減歩率を5%とし、これで地域更正を行うことを定めている。算出根拠として新道路溝渠（公共施設）用地面積に対し、旧道路等用地面積で不足する面積を在来の民有地面積で割っている。

- ・道路用地等増加面積；新道路等面積－旧道路等面積
=23,711－15,314=8,397 坪
- ・減歩率；8,397 坪÷178,133 坪=0.047 ≈0.05

第2表 地域更正前後、種別面積一覧表

土地の種別	更正前面積	更正後面積
道路、溝渠	5町1反 14歩 (15,314坪)	7町9反2畝11歩 (23,711坪)
上以外の土地	59町3反7畝23歩 (178,133坪)	(169,736坪)
計	64町4反8畝7歩 (193,447坪)	193,447坪

なお、第2着手以降の各事業での減歩率は¹⁵⁾、契約書で定めており、その値はおおむね10%前後であるが、算出作業としては同様のものである。

b) 地域更正の審査

更正地域の審査が「更正地域審査ノ件」と題し、総代会に付議、可決されている。それに先立って地域更正基準の制定¹⁶⁾、更正区画毎の地代価の評定及び面積が総代会に付議される¹⁷⁾。地域更正の審査は、現行法における「仮換地指定の諮問」¹⁸⁾に対応できる。

仮換地指定は¹⁹⁾、特別都市計画法（1923年法律第53号）第6条第1項に「換地予定地の指定」として初めて法定されたもので、これが同名の特別都市計画法（1946年法律第19号）に受け継がれ、現行法制に至ったものである。もともとは耕地整理法（新）の“規約に基づく第30条の換地処分前の使用土地”であり、法上「仮換地指定」の途を開いたのは、“区画整理の進捗上、従前の土地に代わって使用収益のできる土地を権利者に対し認める必要があることとまた一般的に言ってなるべく早く土地の権利者の権利関係を安定させるために換地確定前に大体換地と同様の土地を予定地として権利者に与えることが望

ましいという趣旨による”ものとされる。

この事業の場合、地域更正審査の付議と地域更正方法書の認可の日程には6ヶ月程しか経っていないが、地域更正審査を付議した理由も仮換地指定諮問と同様、これら2つの理由によるとみられる。

b-1) 地域更正基準の制定

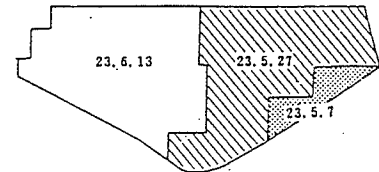
地域更正基準の内容は、家屋移転をできるだけ避け、止むを得ない場合には増歩することや、差額分の地代を差引（金銭清算）するなどの8項目である。現在の換地設計要領（方針）に当たるもので、これら事業費節減のための措置は、現在でも同様に採られている。

b-2) 更正区画毎の地代価の評定

更正区画毎の地代価の内容は、1つの道路に面する土地はその時価で、2つ3つの道路に面する土地の価格はそれぞれ道路に面する土地の平均価格（時価）とするなどの4項目で、まさに現価主義である。

b-3) 地域更正の審査

地域更正審査の総代会付議は、第1回に全域の6%を行って権利者の模様を見、残りは47%づつ2回に分けて行い、その回数別面積は、図表のとおりである。



第1図 地域更正審査 総代会付議箇所図
(神戸市行政文書・85-2により作図)



第2図 兵庫港地方西国往還以北新道開設計画図
(→印は中道で、中道以北は第1着手事業から除外される。神戸市行政文書・85-2による。)

第3表 地域更正審査状況表

回数	付議日	街区	筆数	面積(坪)	%
1	1890.5.7	6	52	9,718.07	6
2	1890.5.27	22	196	79,728.75	47
3	1890.6.13	25	177	79,192.58	47
合計		53	425	168,639.40	100

注 街区数は21街区から65街区まで45街区であるが、2回に分けたもの4街区、3回に分けたもの2街区あるので53街区になる。

c) 地域更正方法書の願出、認可

この後地主たちは、総代会に付議した“更正地域審査ノ件”について、換地の原則、登記上の制約、地租の変動への対応等を8項目の地域更正方法書²⁰⁾にまとめ、1890年10月14日県知事へ願出、翌11月19日認められている。申請認可された内容中には、先の県市打合せにより“地価は据置年期を要しないで直ちに許可の年より現地面積相当修正の地価により出願納租するものとする。”等の事項が入れられている。この場合、地域更正方法書の認可は耕地整理法(新)における換地処分の認可、現行法における換地計画の認可に対応できるものであり、地域更正の公平性確保のために採られた作業は、以上述べたように現行法制とほとんど対比できるものである。

しかしながら、地域更正された個々の土地についての法律上の解釈は、前記“市の照会に対する治安裁判所の指示”による“形状を変更しても、面積に差異を生じなければ所有権の登記に関係なく、面積に増減を生じたものでも登記等を請求すればよい”の外はなかった。これが耕地整理法(旧)第13条の“耕地整理中土地ノ区画形状ノ変更及道路、畦畔若ハ溝渠等ノ変更、廃止ハ地目変換又ハ開墾ト見做サズ”と法定され、さらに耕地整理法(新)第12条となる。もともと、これは地租に関する規定であったため、地域更正事業実施前後の土地の法律上の変化への対応については十分でなく、耕地整理法(旧)第11条、第48条で換地手法制度の骨格となる換地処分制度がとして法定され、耕地整理法(新)第30条を経て、現行法制(第3章第4節)に至るものであり、現行法制の成立に大きく影響しているものと見られる。

(4) 登記変更

地域更正に伴う変更登記については、既述の地域更正の願出に対する県との応答、あるいは指示により、幾つかの原則が示されている。すなわち、① 1筆の土地に対し1筆、1筆の土地に対し数筆、数筆の土地に対し1筆を交付する。② 異なった地目の土地の合筆はできない。③ 登録税は要らない、などで、それらに従って登記変更を申請している²²⁾。

しかしながら、地域更正が認められたことに伴う登記変更は、個々の土地について分筆、合筆されるが、前述の換地処分の実施とそれに伴う一括申請の制度が定められ、これらが整理地登記規則、耕地整理登記令を経て土地区画整理登記令によることに連なるものである。

5 新道開鑿

新道開鑿を行うに当たっては、順序を追って① 用地の負担、② 新道の開設工事の施行、③ 旧道路用地の

払下、新道路敷の官有地への編入として手続きされる。

(1) 用地の負担

地主の新道用地の負担について“新道路溝渠敷地ハ新道路開鑿区域内ニアル向後不用ニ属スル道路溝渠ハ勿論其区域内耕地ノ畦畔ハ広狹ヲ不問凡テ俱々該新道用地ニ供用シ尚不足ノ反別ハ各地券ノ反別ニ割合各地ノ負担ト為シ無代価ニテ該負担ノ坪数ヲ供出スルモノトス(第2号契約書第2条)”と定めている。

しかし、それには ① 新しい道路敷ヲ無代で供出し ② 不用となった旧道路敷等の払い下げを受けるものであり、その結果として、③ 不足する差額の道路用地を負担することとなるものである。

a) 第1着手事業の場合

地主たちが負担する新旧道路等用地の差額分の用地は地域更正によって生み出すので、“不用となった旧道路敷等の無代払下”の見通しがつかないときは、地域更正は行えなくなる。このために、地主たちは県知事へ1889年6月24日(地域更正の願出)と同日付け、

新道開鑿の為に不用となった道路溝渠用地の予じめ新道用地として新道関係地主へ無償での払下を願出たところ²³⁾、県から同年7月31日

不用道路敷等の払下は認める。追って実施に当たり不用道路敷等の所在、面積を実測図を付けて出願すれば検討する

と言う条件が提示された²⁴⁾。

提示された条件に従って、翌年3月31日地主たちは旧道路敷等の無償払下を願出²⁵⁾

願出の新道開設地域更正について在来官有溝渠敷地を新道区域へ編入の件は認める。

但し、新道敷は官有地第三種へ編するものと認め本文指令に及ぶ

と、4月14日願出は認められた²⁶⁾。これが第1着手事業の場合である。

b) 第2着手事業の場合

地主たちは、第1着手事業の例にならって県知事へ1893(26)年8月5日付けで旧道路敷等の払下を願出たところ、同年9月18日付けで却下し²⁷⁾同日内務部長名でその趣旨を市へ次のように通知された²⁸⁾

在来の道路溝渠敷地新道敷地へ編入の件を関係者より出願しているが、これは現在道路溝渠でそのまま新道敷に供するものを工事完成の上報告に成るべきで、全く不用に属するものは直ちに関係者へ譲渡すべき限りでなく、官有地特別処分規則により一旦貴市へ払い下げてしかるべく処分せられるべき筋合である。

このために市では、市会で副申の議決を得ているので大騒ぎになり、事務当局から市会に説明して了解を得、以後の手続きを進めている。すなわち、地主たちは市へ市は県へ願出、次のように市へ認められている²⁹⁾

申し入れのあった不用道路溝渠敷無代下付の件を聞

届けるので、廃道路溝渠処分の上反別1町7反12歩本日より民有地第一種へ編入する。³⁰⁾

この後、市から地主たちへ払い下げが認められた。以降の事業ではこの形となる。

このように地主が市へ、市が県へ願出するという形が第3着手の国道以北中道以北工区事業（以下「第3着手事業」と略称）以後の事業でも採られ、定着している。県は、中央官庁の指示を受けてやっと処置したもののように見受けられる。

現行法制では、宅地の利用増進を図る換地の手続きに関し相当大部分が割かれているのに対し、公共施設に関しては第7条（宅地以外の土地を管理する者の地区編入承認）、第105条（公共施設の用に供する土地の帰属）第106条（土地区画整理事業の施行により設置され公共施設の管理）の3ヶ条が定められているのに過ぎない。

新道開鑿・地域更正事業で、事業施行に当たって予め“国有地への無償編入と、地主たちへの無償交付”を願出で、“不用道路敷等の所在、面積を実測図を付けて出願すれば検討する”との指示を受けているので、これが現行法制の第7条の“承認”を求めると実質的に対比できる。このようにして実現した同事業における“国有地への無償編入”と“地主たちへの無償交付”は耕地整理法（旧）第10条第2項と同条第1項となり、これが耕地整理法（新）第11条第2項と同条第1項を経て、現行法制第105条（公共施設用地の帰属）、106条（公共施設の管理）となる。ただし、道路法、河川法等により公共施設を管理すべき者が国又は地方公共団体、若しくは市町村である場合には、それぞれそれらの所有地となるように変化している。このように、地主たちが単に道路等の用地を無償で国に納付し、不用となった旧道路等の用地の払い下げを受けるということが、一部に変化はしているものの、現行法制の原型となっているものと見られる。

(2) 新道開設工事の施行

a) 工事施行の出願、許可

用地の見通しがついたので、1890年4月26日新道委員10名は連署して県へ新道開設工事の施行を出願し、³¹⁾市は市会の土木常設委員会の評決を得て副申している。

これに対し、県は5月28日願出を認め、³²⁾“潰地の種別組換については追って通知するから工事完成年月日を市役所に届出るように”と条件を付して認めた。同日別途神戸市長に対し

新道開設の件は認めしたが、潰地の種別組換については追って通知する、と通達したので、工事完成の折には其の出来形及び道敷溝渠潰地増減等の詳細を取調べ申出るようにと訓令している。³³⁾

これが第3着手の事業では、県は地主たちに認可に当たって交付した認可書の請書の提出を命じ、第2着手事業の場合と同じく市長に実情の調査方を委任している。

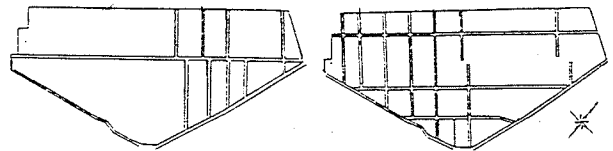
これで“工事の施行を県が認可、市長が監督し、地主たちが請書を提出する”という形が定着する。

b) 工事の施行

このような手続きを経て地主たちは、工事を施行することができることとなった。しかし、ここまで来ても地主たちは、地主たちのみによる新道開鑿工事を実施することに躊躇する。すなわち、“新道用地を確保する見通しがついたので、県において工事を施行してほしい”という願出の議案を総代会で議決するが、県には提出されていない。非公式に折衝し受けられなかったからと推量される。この後、地主たちは工事を発注する。

地主たちは予め工事入札人心得書（請書を含む）を定め、新聞その他へ広告して一般競争入札により請負人を選び、請負方式により工事を施行している。この頃、市では「工事受負入札法（全18条）」及び「請書の書式」が決められている。現在の制度に照らすと工事入札人心得書は地方自治体の契約規則、請書は契約書に当たると見られる。

第1回工事は、「工事施行順序ノ件」として4月23日の総代会で発注が議決された。第1回と第2回の工事は図の通り全域の粗造成を行い、以降の工事では部分の工事であり、全域の工事は6回³⁴⁾に亘って発注されている。



第1回工事施行箇所 第2回工事施行箇所

第3図 工事施行箇所の総代会付議箇所図

（神戸市行政文書・85-2により作図）

なお、第1回工事の着工届は、³⁵⁾地域更正（第2回）が審査された後の6月3日、市へ提出されている。

c) 工事竣工の認定

第6回工事が1890年11月27日発注され、間もなく竣工したが、これで新道開鑿として願出た工事が総て済んだのではない。地主たちは工事を実施しても期待した程の宅地の値上がりが見られないことから、工事発注の都度総代会の議決を得ていた工事費の徴収が行えなく、一旦は1891年4月まで工期を延長することを願出で認められたが、その後も状況は変わらない。このため地主たちは1892年9月“今まで実施した工事で新道開鑿工事の竣工を認めてほしい”と総代会の議決を得て県に願出、市は市会の議決を得て“やむを得ない”ものとして副申し、同年11月これが認められている。これが耕地整理法（新）第31条但書の規定を経て、現行法第103条但書の規定に基づく“区域の全部の工事が完了しなくても換地処分をすることができる”に連なるものであろう。

d) 旧道路用地の払下げ等の実行

工事の実施状況は以上のとおりであるが、地主たちは、a)の定めにより1891年12月新道路等用地の寄付を実行し、不用となった旧道路等用地の払下げを願出

それを受けている。

6 まとめ

この論文において新道開鑿・地域更正を、① 目的、② 権利者の合意形成、③ 地域更正、④ 新道開鑿の章に分けて現行法制と対比したのは、各章が現行法制の第1章（総則…事業の目的等）、第2章（施行者…施行者別の事業施行手続及び権利者の関与）、第3章（土地区画整理事業…事業の施行手続… 第2節 換地計画、第3節 仮換地の指定、第4節 換地処分）と対比できると見られるからである。

①の目的について、神戸で1888(21)年に着手された新道開鑿・地域更正事業は、公共施設の整備改善が第1の目的であり、公共施設を整備改善した結果として残地に不整形地が生じたため、第2の目的として宅地の整備を行うものであった。これに対し都市計画法に基づく土地区画整理では一旦、宅地の利用増進のみが目的とされ、現行法制となった時点で公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るの2つの目的とされたのである。

これは当初、土地区画整理は単独でなく1909年耕地整理法を準用して実施されたためである。すなわち、同法では耕地整理の目的を“土地の農業上ノ利用ヲ増進スル（第1条）”と定められてあり（1899年制定の耕地整理法でも同様である。）、これが都市計画法に基づく土地区画整理の目的である“宅地トシテノ利用ヲ増進スル”に置き変わったため、このような事業目的の経過となったのである。

公共施設の整備の目的のため、残地を整備することとなったのが、この2つ目の目的が効果的であったために耕地整理に当たって新道開鑿・地域更正事業が原型として利用されたと見るものである。

②の権利者の合意形成について、事業施行の合意形式として新道開鑿・地域更正事業では契約書によって合意を得ていたが、この契約書の内容が耕地整理法（新）での設計書及び規約になり、さらに現行法制での事業計画・定款という形式に受け継がれていったものである。また、共同施行として発足した事業施行体が権利者の同意条件としての同意割合を定めながら、耕地整理法（旧）での共同施行の法定化を経て、耕地整理法（新）で組合施行と現行法制の形で定められた。さらに、震災復興及び戦災復興での重要な公共施設整備の重要性が強く痛感されるに至って、都市計画法、特別都市計画法（旧・新）を経て現行法制において公共団体施行、行政庁施行として必ずしも権利者の同意が要件でない施行方式が定められるに至ったのである。

③の地域更正について新道開鑿・地域更正事業における地域更正の審査を総代会（総会）に付議しているのは現行法制（組合施行）の仮換地指定を総代会（総会）に諮るのに、地域更正方法書の認可を得ているのは現行法制の換地計画を知事の認可を得ているのに対比できるも

ので、その他地域更正基準を制定するなどの作業手順も現行法制と対比できるものであり、現行法制の原型がこの時点で成立していたと見られる。しかしながら、地域更正による個々の土地の権利関係については、“市が治安裁判所へ照会して得た回答”による外はなく、これでは事業施行前後の法律上の変化への対応については十分でなく、耕地整理法（旧）で“換地処分制度”が定められ、同法（新）を経て現行法制に至るものであり、現行法制の成立に大きく影響しているものと見られる。

④の新道開鑿について、新道開鑿・地域更正事業においては、地主が無償で用地負担をするが、新道路敷を官有地に編入するに当たり旧道路敷の無償払下を受けることが最大の問題であった。このために予め願出で知事の承認を得る手続きが先例となり、以後の事業では新旧道路用地の処置の承認を得る手続きとなっており、これが実質的に現行法制の第7条に、工事実施（地域更正）後の国有地の無償交付及び編入手続きが、耕地整理法（旧・新）を経て、現行法制の第105条（公共施設用地の帰属）、第106条（公共施設用地の管理）の原型となり、それら規定の成立に影響を及ぼしているものと見られるものである。

わが国の地域整備に関する事業法では、1899年制定の耕地整理法（旧）がもっとも古いものであり、これより前1897年制定の“地価法”が、その規定により改良後の地価が定められたことから耕地整理法（旧）とは別に一般土地整備の事業法的な役割を果たしたことは、第17回本研究会論文で述べた。しかし、地価法は1909年耕地整理法（新）が制定された際に廃止され、一般の土地（宅地）整備に関する法制がなくなってしまった。この後10年を経た1919年に都市計画法が制定され、耕地整理法（新）を準用して土地区画整理が行えることとなった。ところが土地の農業上の利用を増進する耕地整理法（新）を宅地利用の増進を図る事業法とすることには種々の支障があり、1954年土地区画整理法が制定されることとなる。今まで述べたように、新道開鑿・地域更正事業の手法を、耕地整理法（旧・新）、現行法制の各項目に分けて対比したところ、ほとんどの項目で現在の土地区画整理事業手法の原型となる方式が原始的な手法ではあるものの既の実施されており、現在の土地区画整理事業成立に大きな影響を与えたものと考察されるのである。

〔参考文献・補注〕

- 1) 開墾(かいく)とは、難しい用語であるが、1914(大正13)年発行の神戸市史・本編各説では新道開墾のほか兵庫新川(運河)の開墾(473p)に使われており、広島市の事業の場合でも道路の開墾(呉公論社1910年発行、46p)と使われている。辞書によれば、“ひらき かわ”とあるが、単に開設と言い換えてもよさそうである。
- 2) 小原啓司、明治期の神戸における市街地整備事業手法の研究『土木学会・土木史研究第17回論文集』、1997.6、69-80p
- 3) 本論文で紹介する新道開墾・地域更正事業の記述に当たっては多くを神戸市の行政文書によっており、これら文書を市の文書公開条例により閲覧、解読したもので、兵庫地域の事業については、次の文書による。
 - ・第1着手事業は、1888(21)年、神戸市文書・85-2「兵庫地方新道開設」
 - ・第2着手事業は、1891(24)年、神戸市文書・85-3「兵庫港地方国道以南新道開墾綴」
 - ・第3着手事業は、1896(29)年、神戸市文書・85-6「中道以北兵庫港地方新道開墾一件」
 - ・第4着手事業は、1908(41)年、神戸市文書・87-1「須佐野入江通小河通長田村新道書類」
- 4) 契約書の形はいつ頃からのものであろうか、江戸時代の文書における“取決め、覚(書)等”がこれに当たるものであろうか。明治の初め耕地整理の提唱者の先覚者一樋田魯一の一の“耕地区画改良方按(農業土木古典復刻委員会、『農業土木古典選集・第1巻 草創期の土地改良』、日本経済評論社、1p、1990.1”の前文目的に“契約”と言う用語が見られるが、1893(26)年で、兵庫の事業よりは後のことである。
- 5) 小原啓司、神戸の街づくり -土地区画整理法の法源を探して-耕地整理法以前の市街地開発・4つの手法『区画整理 第37巻1号』、日本土地区画整理協会、1994.1、49-67p
- 6) 土地区画改良を行う契約書の前文、前掲『神戸市文書・87-1』による。

契 約 書

明治三十九年四月廿日神戸市小物屋町明親館ニ於テ入江通七丁目八丁目、小河通八丁目九丁目、須佐野六丁目七丁目八丁目及ヒ長田村入会地字下流田巻番ノ巻、巻番ノ式地域内へ新道開墾及ヒ土地改良区画形状変更ノ事項全部ヲ認メ左ノ数目ノ要項ヲ契約シ併セテ役員選挙ノ上囑託委任スル条件左ノ如シ

7) 契約書(第2着手事業)と現行法制との対比

契 約 書	現 行 法 制
第1章(設計の承認と、地主相互間の契約)	
第1項 施行区域と事業目的	法15条、事業計画
第2項 減歩負担等	法15条

第3項 事業費負担	法40条
第4項 地域更正基準	
第5項 基準面積	法15条、令1条
第6項 土地賃借の契約者責任	
第7項 権利義務の承継	法129条
第2章(新道委員への委任事項)	
第1項 新道委員の選出と委員への委任	法27条、15条
第2項 諸帳簿の整理、文書の発信	法28条、法15条
第3項 事務取扱諸規程の制定施行等	法28条、法15条
第4項 公共施設及び換地設計の審査、町名改正	法28条
第5項 土地の評価と換地不交付処分	法15条
第6項 潰地免租と土地台帳の更正	
第7項 経費の賦課徴収と支出の決議	法15条
第8項 契約違反者の処分	
第9項 仮設計方針による本設計	
第10項 道路敷用地の買収と家屋移転	
第11項 工事施行命令と監督	法125条
第12項 その他庶務	
8) 契約書の未調印者は、当初の権利者数126名のうち10名であった。	
9) 小原啓司、明治期の神戸における市街地整備事業手法の成立に至る考察『土木学会・土木史研究第18回論文集』、1998.5、81-91p	
10) 地域更正実施を願出の事項を要約すると、次の8項目になる。	
① 道路敷用地の供出を区域内耕地面積へ割当てる(土地の供出)	
② 各土地について割当面積を差引く。(減歩)	
③ 残地を方形にする。(整形)	
④ 1反に付15歩(約1000㎡について50㎡)の割合の畦畔を付ける(畦畔付設)。	
⑤ 地価、地租は開墾区域内道路潰地に対するものを除いて残総面積に不足しないように査定する(地価、地租の査定)。	
⑥ 残地の実測上面積に誤謬のあるものは区域内総面積に不足しないように査定する(誤謬面積の調整; 測量増しか?)。	
⑦ 新道のために散り散りに分かれた字は、その区域を変更する(字区域の変更)。	
⑧ 地割矯正地図を添付して、さらに出願の手続きをする(換地割図の添付、出願)。	
11) 地域更正に関する県から地主への照会、回答事項の要約(…以下は、地主たちの回答一口語文に改めてい	

- る。)
- ① 地域組換箇所は、地割後、丈量野取図の外其実況字限図を提出せよ、…承知します。
 - ② 地域の組換は、同地目のものでなければできないが、各地目が混じっている場合には其組換はどうするのか、…異地目がある場合はそれなりの手順で一旦同一の地目に変換します。
 - ③ 地番号を増減させないのか、…多少の増減はあるでしょう。
 - ④ 所有地の所在が新旧異なる場合には所有権の移転にせざるを得ないが、この登記申請はどうするのか…地域更正の上は、地番を追って地番号を付設します。もっとも各地面積の幾分かは直接若しくは間接道路敷のために控除しますので、元より権利に関するところではありますが、元一番地の元二番地内に移るような変動はあえて所有権の登記に関係はないものと見込んでおります。よって究局の道路敷のために控除の坪数ですので、いずれも正当の手續で登記を要するものとします。
 - ⑤ 工事中、所有権を移転した場合等に目的を損うことはないか、…損うことはない。
 - ⑥ 二類地及び免租地が有った場合、その措置は、…二類地は一類地に、免租地は旧道路並びに溝渠地のほかは無い。
 - ⑦ 起工中に地目を変えるときはどうするのか、…変えない。
 - ⑧ 着工から完工までの予定日数は…6 - 8ヶ月の見込です。
- 12) 地域更正認可に関する県、市、地主の文書の往復
- ・1889(22)年6月24日 地主→県 地域更正の願出
 - ・同 年7月23日 県収税部→地主 (8項目の照会)
 - ・同 年9月19日 地主→県収税部 上申書 (回答)
 - ・同 年10月16日 県収税部→地主 再照会
 - ・同 年11月26日 市→県収税部 再照会への回答
 - ・同 年12月18日 県収税部→市 回答への通知
 - ・1890年2月10日 県→地主 地域更正の認可
- 13) 県、市の打合事項の要約 (…以下は、地主たちの対応…口語文に改めている)
- ① 耕地の区画若しくは形状を変更するために開墾に等しい労費を要するものは、地租条例第16条により30年以内の地価据置年期を請求することができるが請求するのか、…今回の事業を行うには、多大の年月を必要とするため、売買上に不便繁雑となって種々の手続きを要し、しいては利益を得ることにはならないので一切請求しないこととする。(1890年2月22日総代会第10号で議決し、県へ願出の地域更正方法書(後述)の一部に記す。)
 - ② 地域更正し、新道潰地を供出した残地を割賦するのに畦畔はつけないのか、それとも割当地内で地主の随意に任せるのか…この事業が従来のような耕作を目的とするのではなく、新たな一つの街区を構成し
- 家屋を建築するので、更正割当地には畦畔は付けない。なお、耕作をしようとするものは、それぞれの地の内に畦畔を付け、免税を出願するか、有租地のままこれを付けるかは各地主の随意に任せる。(1890年2月22日総代会第9号)
- ③ 地価の査定法は、新道開墾区域内総地価の内より新道潰地により免租となるべきものを除き、残地価地租を道路区画毎に等級と乗率を査定配当するのか…免租地を除き残地価地租を道路区画毎に等級と乗率を査定配当する。10月30日、田畑の新旧等級表を新道事務所から市へ提出する。(1890年3月20日総代会第15号)
 - ④ 誤謬の増減は、毎筆、若しくは総反別に対し出願するのか…この対応については、見当たらない。
 - ⑤ 新道開墾の上不用となる道路溝渠は、無代で払い下げを先に本県へ願出聴き届けられているが、右不用道路溝渠の敷地を直ちに新道敷地内へ編入すれば官民共すこぶる手数が省けるので、この更正で出願するのか…不用道路溝渠敷地については、残らず直ちに新道敷地内へ編入することを出願する。(1890年2月22日総代会第13号)
 - ⑥ 新道開墾、地域更正のため自然に地番と字を更正しなければならない。しかし、今一步を進め町名の新定、字名の取消を共に本県へ出願するのか…町名の新定について1890年3月20日総代会第15号を得て同月13日へ願出する。
 - ⑦ 地域更正し地主へ引渡すについては、稲作を停止するのか…稲作を中止せざるを得ないものとし、予め小作人へ通知している。(1890年2月22日総代会第14号)
- 14) 地域更正の認可 (原文)
- 書面願之趣聞届ク
但字名変更之儀ハ詳悉色分図ヲ以テ
別途願出ツヘシ
明治廿三年二月十日
兵庫県知事 林 董 印
- 15) 地域更正の各工区別減歩率は、前掲『第17回本研究会論文集』、71p
- 16) 地域更正基準 (口語文に改めている。)
- ・地域更正基準
- ① 地域更正を実施する順序は、43街区から順次国道に沿い西へ着手すること
 - ② 在来国道沿で家屋を建設してある土地は、新道路線に該当する箇所を除くほかすべて境界は変えず、在来の地域により家屋移転をしないで、裏手で供出面積を差し出すものとする。
 - ③ 土地の全部に家屋が建設してある箇所は、潰地供出の面積を減らさないで増歩とし、その土地が負担する潰地として供出する面積に対する相当地代を差し出させるものとする。
但し、相当地料は地主惣代会議に於いて査定した

毎区画の評定価額による。

- ④ 地域更正上地形及び間数の都合で残地を土地で割当てられないときは、相当地料で差引するので、予めこの増減面積を別紙雛形の通り取調べ置くこと
 - ⑤ 毎小区画内へ十字形又は縦横二三の私道を新設しようとするときは、各地平等の奥行間数に応じ、地所の供出はなるべく1間、又は2、3間幅の私道を新設できるように、設計して地域を更正すること
 - ⑥ 在来国道沿宅地で新道線に該当するために家屋移転し、残地を一個で使用できないものは、接続地に合併して相当地代を徴収し、家屋移転地は最近の便宜の場所で残地相当面積分へ地代に差違があるものは相当の差額金を補償すること
 - ⑦ 前項一個で使用できない土地の接続地主で相当地代で引受けないときは新道費の内で便宜買入れ、追って希望者が有るときは売却し、希望者が無いときは公費で買い上げその費用は新道費に充当すること
 - ⑧ 第4項に明記の増減面積に対する相当地代は、地主総代会議において査定した毎区画の評定価でし、その地料が不足をするときは新道費から支出し、残余が生ずるときは新道費に充当すること
- 17) 更正区画毎の地代価の評定（口語文に改めている）
- ・更正区画毎の地代価の評定

- ① 南北の道路に沿うた一筆の土地で南北地代価が異なるときは、平均価格による。
- ② 東西の道路に沿うた一筆の土地で東西地代価が異なるときは、平均価格による。
- ③ 一筆の土地が三面道路に沿い各々価格が異なるものは、平均価格による。
- ④ 規定の地代価が実際の価格に不相当と認めるときは、衆議に付し多額のものとする。

- 18) 地域更正実施に当たっての総代会への付議状況
- ・1890（明治23）年3月3日（総代会議案第20号）
新道潰地供出地積査定
 - ・同年3月20日（同第24号）地域更正基準の制定
 - ・同年3月20日（同第25号）更正区画毎の地価の評定
 - ・同年5月7日（同第43号）地域更正審査（第1回）
 - ・同年5月27日（同第46号）地域更正審査（第2回）
 - ・同年6月13日（同第55号）地域更正審査（第3回）

- 19) 下出義明、『換地処分の研究』、94p、1980年7月酒井書店、及び、鬼丸勝之、『特別都市計画法解説』49p、1947年2月、巖松堂書店

- 20) 地域更正方法書（口語文に改めている）
- ① 兵庫港地方新道開鑿の道路用地は、各土地の負担歩合により面積を供出してするものとする。
 - ② 地域更正は、第1着手として国道以北中道以南、東は湊川堤防際、西は八部郡界迄の範囲内とする。
 - ③ 地域更正では、新道開鑿と共に每筆の地形を変更して方形或は長方形とし、土地の1辺はなるべく新道に沿接させるものとする。

但し、宅地で建造物のために地形を変更すること

ができないものは此の限りでない。

- ④ 道路潰地は、地種組換又は除租に係る手続をせずに完工の上、現在により処分を受けるものとする。
- ⑤ 地域更正に係る現在地価は、据置年期を要しないで直ちに許可の年より現地面積相当修正の地価により出願納租するものとする。
- ⑥ 更正田畑は、畦畔を付設しないように指示する。但し、一旦更正の手続を完結の後、自己の都合により更に新設しようとするものは、この限でない。
- ⑦ 更正地盤の都合により同地目の土地に限り数筆を合併し、又は一筆を数筆に分裂させることはある。但し、異地目の土地は合併しない。
- ⑧ 毎地々等は、旧等級を用いず実地について審査し更に新等級を設け相当地価を査定すものとする。但し、更正区域内元地価総額に対し面積が異動するために生じるものの外、地等更正により地価に増減若しくは異地目地価を流用することはできない。

21) 地域更正方法書の認可（原文）

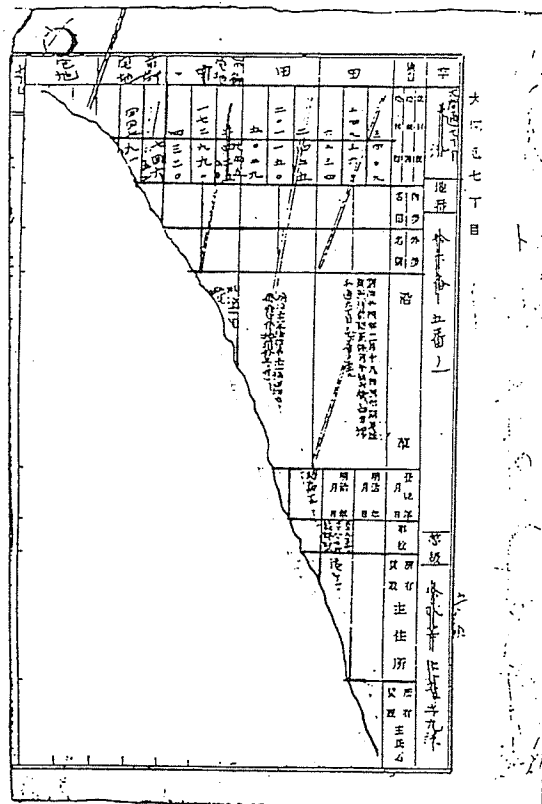
神戸市兵庫港地方地主代表 岡田徳兵衛
願之趣聞届ク

明治廿三年十一月十九日

兵庫県知事 林 董 印

- 22) 地域更正の登記の1例を第1着手事業の区域内、現在の大開通7丁目5番ノ1の土地台帳（現在は不動産登記簿）謄本に見られる。すなわち、

- ① 大開通7丁目5番ノ1は、地域更正前は兵庫港地方(ヒョウコウカフ)大泓(オホノリ)16番である。



第4図 地域更正実施区域内の土地台帳（例）

- ② 沿革欄、最初の行は、「明治24年2月18日 無年期地域変更 地価修正許可 分裂幾部分塚本通6丁目1番ニ至ル」とある。
- ③ 面積は、更正前3反4畝9歩、更正後2反4畝25歩である。
- ④ 地価は更正前 249円36銭、更正後 201円15銭である。

コトをみると、②の無年期地域変更 地価修正許可は県市打合せによるものであり、更正前の面積3反4畝9歩が、更正後は2反4畝25歩で、交付率は72.4%と小さ過ぎるが、分裂幾部分塚本通6丁目1番ニ至ルの記事が従前地の一部が分筆されて別の箇所に換地されていることを示している。

23) 不用道路用地払下げ予願

御 願 (原文)

一 神戸市兵庫国道西北耕地ノ義ハ今追々家屋建設ノ見込有之今シテ道路開設ヲ図ラサレハ将来ノ旺盛ヲ妨ケ自他公衆ノ不利益モ尠カラス依テ曩ニ新道線路御測定ノ義出願候処既ニ御聴許ノ上実地測量御査被成下道路中心杭建設相成候ニ付関係地主協議ヲ遂ケ二三愚見ノ外専ラ御建設標杭ニ從ヒ実施方針計画中ニ候間右新道敷地内ニ含有スル旧道及溝渠ハ直ニ新道敷ニ編入シ其他新道開鑿ノ為メ不用ニ属スル道路溝渠ハ追テ其箇所坪数等詳細取調可申出候ヘ共予シメ新道代地トシテ新道関係地主ヘ無償ニテ御付与被成下度設計上ノ都合モ有之ニ付此段予テ御聴許可相成候様奉願候也

明治廿二年六月廿四日

兵庫港地方新道関係地主惣代
丹 治 儀 左 衛 門 印
外 拾 壺 名 連 署 印

兵庫県知事 内 海 忠 勝 殿

24) 不要道路用地払下げ予願に対する条件の提示
書面願之趣聞置候条

追テ実施ニ当リ不用道路溝渠等ハ其箇所方積ヲ詳悉シ実測図相添ヘ更ニ願出候ヘハ何分可及詮議候事

明治廿二年七月三十一日

兵庫県知事 内 海 忠 勝 印

25) 在来官有道路溝渠敷の新道への編入願

兵庫港地方西国往還以北中道以南新道開設
地域更正ニツキ在来官有道路溝渠敷地坪新
道敷へ編入ノ義ニ付御願 (原文)

市内兵庫港地方西国往還以北新道開設地域更正ノ件ニ付不用道路溝渠敷地坪無代下付方曩キニ出願御指令ノ次第モ有之候処右新道開設ノ法方タル在来官有道路溝渠敷地坪ハ何レモ新道敷ニ供シ尚不足ノ地坪ハ土地台帳面積ニ割当毎筆ヨリ供出シ残地ハ何レモ新道線路ニ沿ヒ耕地ノ区画ヲ更正割当ルノ筈ニテ有之就テハ別紙地坪取調書ノ通り新道開設区域内右官有道路溝渠敷地坪何レモ直チニ新道敷へ編入方特ニ御認可下相成度別紙新道線及在来道路溝渠記入地図

添付此段奉願候也

明治廿三年三月十一日

兵庫港地方西国往還以北新道委員長

岡 田 徳 兵 衛 印

兵庫県知事 林 董 殿

【別紙】 兵庫港地方西国往還以北中道以南
在来官有道路溝渠敷地坪取調書

一 道路溝渠惣地坪五千九百六拾三坪区合七勺
此反別壺町九反八畝貳拾三坪

此 内 訳

イ線 自一至二

一 延長百七拾貳間五分 幅平均貳間三分
此地坪三百九拾六坪七号五勺

………… (中間 省略) ………

テ線 自一至二

一 延長百貳拾三間 幅平均三間八分
此地坪四百六拾七坪四号

26) 在来官有道路溝渠の新道区域へ編入願許可 (原文)
土甲一〇二四号

兵庫港地方西国往還以北新道委員長

岡 田 徳 兵 衛

客月十一日付願新道開設地域更正ニ付在来官有道路溝渠敷地新道区域へ編入之件聞届

但新道敷ハ官有地第三種へ編入スル義ト認メ本文指令ニ及ブ

明治廿三年四月十四日

兵庫県知事 林 董 印

27) 在来官有道路溝渠の道敷地へ編入願不許可 (原文)
二乙第七〇三

神戸市兵庫港地方西国往還以北新道委員長

岡 田 徳 兵 衛 外 八 名

本年八月五日付願在来官有道路溝渠敷新道地へ編入ノ件詮議ニ及ヒ難シ

明治廿六年九月十八日

兵庫県知事 周 布 公 平 印

28) 内務部長名による市への却下の趣旨通知書 (原文)
二乙七〇三号ノ一

当市兵庫港地方国道以南新道開鑿地域更正ニ就テ在来ノ道路溝渠敷地新道敷地へ編入ノ件関係者ヨリ出願之處右現在道路溝渠ニシテ其俟新道敷ニ供スルモノハ成功ノ上報告相成リテ可然而シテ全ク不用ニ属スルモノハ直チニ関係者へ譲渡スヘキ限リニアラザレハ官有地特別処分規則ニ依リ一旦貴市ヘ下付ヲ受ケ相当市処分セラルヘキ筋合ナルヲ以テ旁本県ニ対シテハ詮議ニ及ヒ難キ旨指令相成タル義ニテ御心情此段及通牒候也

明治廿六年九月十八日

内務部長 秋 山 怒 卿 印

29) 不用道路敷等無代下付願の許可 (原文)
二第九九五号ノ一

神戸市長代理 助役 石 川 武 夫

本年十一月十八日付稟申不用道路溝渠敷無代下付ノ
件聞届ケ廢道路溝渠敷分ノ上反別巷町七反拾式歩本
日ヨリ民有地第一種へ編入ス

明治廿六年十一月三十日

兵庫県知事 周 布 公 平 印

- 30) 市から地主へ不用道路敷等無代下付願許可 (原文)
市土第一二七三号

兵庫港地方地主惣代 岡 田 徳 兵 衛
外 八 名

本月二日付願不用道路溝渠敷地岡田徳兵衛名義ニテ
下付之件聞届ク

明治廿六年十二月四日

神戸市長代理 助役 石 川 武 夫 印

- 31) 第1着手事業の新道開設工事願出書 (原文)

兵士第貳拾四号

兵庫港地方国道以北中道以南新道開設の義御願

- 一 新道延長五千貳百七拾七間六厘
- 一 新道溝渠延長五百三拾六間六分七厘
含此潰地々坪貳万三千七百七拾壹坪

内

地坪五千九百六拾三坪九合七勺

在来官有道路溝渠敷地新道敷へ編入方本年

三月十一日付出願同年四月十四日許可ノ分

地坪九千三百五拾坪三勺

田畑畦畔新道敷へ供用ノ分

地坪八千四百五拾七坪

各地主土地台帳地坪ニ応ジ百坪ニ付五坪ツ

ツ供出分

此訳

新道延長貳百貳間五分 巾貳間 式通

新道延長三千八百五拾七間四厘 巾四間 拾四通

新道延長四百七拾間八分五厘 巾五間 式通

…中 略…

新設溝渠延長貳百拾間貳分 巾二尺五寸 壹通

此開整費金壹万貳千四百三十三圓五拾貳錢六厘 総 額
内

金七千五百九拾九圓八拾壹錢七厘 工 費

金三千円 家屋移転料

金千八百三円七拾錢九厘 雑 費

但工事ハ御許可ノ日ヨリ一ヶ月内ニ着手四ヶ月
内ニ成功可仕候

右兵庫港地方ノ如キ先年来新道開整ノ必要ニ迫リ当
時関係地主惣代ヨリ之レガ路線測定幅杭建設並ニ地域
更正等ノ義出願御許可ノ次第モ有之示来致々諸事設計
準備中ニ有之候処今粗ホ準備完局ヲ告クルヲ以テ本月
十二日土甲一〇二四号御聴ノ新道変更線路ニ基キ予テ
上願ノ如ク新道潰地ハ在来官有道路溝渠敷地並ニ田畑
畦畔ヲ直ニ新道敷地ニ供用シ其不足ハ現在土地台帳面
地坪ニ応ジ百坪ニ付凡五坪ヲ各地主ヨリ供出シテ之ヲ
充足シ又開整費ハ関係地主ニ於テ負担出金トシ今般国
道以北中道以南区画内新道ヲ第一着手トシテ起工仕度

候間御聴許被成下度尤モ其潰地ハ官有第三種道路敷ニ
編入相成度依テ工事目論見書其他関係図書添付此段奉
願候也

明治廿三年四月廿六日

兵庫港地方国道以北新道委員長

岡 田 徳 兵 衛 外 九 名 印

兵庫県知事 林 董

【別冊】 工事目論見書其他関係図書 (省略)

- 32) 新道開設工事願聞届 (原文)

土甲三三三号

神戸兵庫港地方新道委員長

岡 田 徳 兵 衛 外 九 名

客月廿六日願兵庫港地方新道開整之件聞届

潰地地種組換之義ハ追テ可相違条工事創竣年月

日其市役所ニ届出ツ可シ

明治廿三年五月廿八日

兵庫県知事 林 董 印

- 33) 新道開設工事願聞届に関する県から市への訓令
訓令第四九〇号

神戸市長 鳴 滝 幸 恭

兵庫港地方新道委員岡田徳兵衛外九名ヨリ願出

ニ係ル新道開設ノ件聞届潰地地種組換ノ義ハ追

テ可相違旨及指令候ニ付キ竣工ニ至リ其出来形

及道敷溝渠潰地増減等詳細取調申出ヘシ

明治廿三年五月廿八日

兵庫県知事 林 董 印

- 34) 工事発注状況一覧表

回数	総代会付議日	摘 要
1	23年4月25日	縦2号線外5線概成工事
2	同年5月19日	縦8号線外9線概成工事
3	同年9月9日	中道以南の残工事
4	同年10月1日	既施行道路の路盤嵩上工事
5	同年11月15日	旧溝渠道路及び堤防引均工事
6	同年11月27日	小河改修と道路取合等残工事

- 35) 地主から市への着工届

工事着手ノ義ニ付キ届

- 一 兵庫港地方西国往還以北新道開設ノ義本年四月廿
六日付ヲ以テ出願仕置ク候処今般御許可ニ相成候ニ
付本日ヨリ開整工事着手候間此段御届候也

明治廿三年六月三日

兵庫港地方西国往還以北新道委員長

岡 田 徳 兵 衛

神戸市長 鳴 滝 幸 恭 殿